

2026年10月1日から 外国人の在留手続 に関する手数料が 改定されます。

在留資格の変更や在留期間の更新などに必要な手数料が改定されます。
なお、2026年9月30日までに受付した申請については、
当該申請に係る許可が10月1日以降となっても、
改定前の手数料による納付となります。



在留許可手数料の額の改定について（改正入管法施行令第25条第1項）

許可	申請方法	改定前の手数料
在留資格 変更許可 在留期間 更新許可	窓口	6,000円
	オンライン	5,500円



許可期間	申請方法	改定後の手数料
3月以下	窓口	10,000円
	オンライン	10,000円※
3月超6月以下	窓口	18,000円
	オンライン	15,000円※
6月超1年未満	窓口	25,000円
	オンライン	21,000円※
1年	窓口	33,000円
	オンライン	27,000円※
1年超3年未満	窓口	48,000円
	オンライン	42,000円※
3年以上5年未満	窓口	64,000円
	オンライン	56,000円※
5年以上	窓口	75,000円
	オンライン	65,000円※



許可	申請方法	改定前の手数料
永住許可	窓口	10,000円

許可	申請方法	改定後の手数料
永住許可	窓口	200,000円

※オンライン申請の場合、手数料はコンビニ決済又は銀行決済による納付のみとなり、収入印紙による納付はできません。また、上記手数料のほかに、別途決済手数料が必要となります。詳しくは出入国在留管理庁ホームページを御確認ください。

